

『古事記』の器物表現

岩田芳子

一、はじめに

『古事記』において文学作品の文脈に現われる器物は、それ自身が表現性を有しており、その意味が問われる。小稿では、『古事記』の器物表現、特に刀剣類を取りあげたい。刀剣類は、重要な場面で現われ、特別な意味を有すると考えられる。ただし『古事記』本文では、同じものに対して「剣」と「刀」両方の表現が用いられており、各場面において「剣」や「刀」と表わされるそれらが、どのように区別されているのか、必ずしも明確ではない。

日本古代における剣・刀の表記による分類に関して、まず参照されるのは、『倭名類聚抄』（十卷本）「調度部征戦具」の次の説明である。

剣 『四聲字苑』云、似^レ刀而兩刃曰^レ劍（拳欠反、

今案僧家所^レ持是也）

屬鏤 『広雅』云、屬鏤（力朱反、文選讀^三豆流岐^一）、

劍也

刀 『四聲字苑』云、似^レ劍而一刃曰^レ刀（都牟反、

大刀太知、小刀賀太奈

長刀 『唐令』云、銀裝長刀、又云、細刀（之路加

禰都久利乃奈加太知、細刀、保曾太知）

短刀 『兼名苑』云、刺刀（能太知）、短刀也

「劍」は、両刃で僧家の持つ物であるとする。「屬鏤」は呉王夫差が伍子胥に与えて自殺を命じたという伝説の「劍」で、文選読みでは、これを「ツルキ」と読むという。また、「刀」は「一刃」、つまり片刃で、大刀が「タチ」、小刀が「カタナ」、長刀は銀装で「シロカ

ネツクリノタチ」または細刀「ホソタチ」、短刀は刺すもので「ノタチ」という。^(注3) 両刃・片刃の分類基準は、その後定着し、現在の剣・刀の定義も同様である。

しかし、すでに広く認められているように、奈良時代までの剣・刀は、両刃・片刃という基準だけでは分け難い。稲荷山古墳（五世紀後半）出土した「金錯銘鉄剣」の銘に「百練利刀」とあるのは、そのことを示す一例である。

古墳時代中期ごろから現れた、鋒（刀身の先端部）のみが両刃の器仗の存在も、刀身の形状による分類を難しくしている。たとえば「国家珍宝帳」に記載される「金銅莊剣一口」と「金銅作大刀一口」とは、外装の記述は同じであるが、刀身の記述が相違する。それぞれ「剣」が「刃長二尺八寸二分、両刃、刃中両溝」、「大刀」が「刃長二尺三寸八分、鋒者偏刃」とされており、全体が両刃のものが「剣」、鋒（切先）の辺りが片刃になっているものが「大刀」であるという。ところが、同じく「国家珍宝帳」に記載される「陽宝剣」「陰宝剣」の二口の刀身は「鋒者偏刃、各銘宝剣字」とされ、先の「大刀」に等しい。「国家珍宝帳」に記載された「御大刀壹佰口」のうち、「剣」は、上記の三口のみで、しかも「陽宝剣」「陰

宝剣」二口は、鋒が片刃であるとされるので、全体に両刃のものは、「金銅莊剣」一口のみである。近藤好和氏は、

「劔」の表記は、日本古代では両刃の刀剣を表す本来の意味を越え、陽宝劔・陰宝劔がそうであったように大刀の美称となり、「たち」と読む。それが中世の儀仗へと継承された。^(注4)

とされる。

こうした実態を踏まえると、『古事記』や『日本書紀』において例から両刃・片刃のいずれであるのかを判別することは不可能である。また剣・刀の素材には、石・玉・銅・鉄（鋼）などが用いられるが、その素材についても、記述からは判別し難い。ただし、『古事記』に目を向けると、「剣」が明らかに神代に偏って現れるなど、ある傾向の見られることも確かであり、そこには、表現の意図の存することが窺われる。「剣」「刀」が『古事記』の文中にどのように表わされているのか、整理することが必要であろう。小稿では、「剣」の表現を取り上げて、『古事記』の器物表現について考えたい。なお、剣・刀は、表記や表現を問題とする場合には「剣」「刀」、考古学における区分による場合

には「劍」「刀」と表記し、総称として使う場合には劍・刀とする。また、劍・刀の漢字の表記は、漢字の別が問題となる場合と論文の引用以外ではすべて常用漢字に統一する。

二、「劍」「刀」の変遷

『古事記』の検討に入る前に、「劍」「刀」の表記とその変遷について整理しておきたい。

〔説文解字〕^(注5)

刀 兵也、象也、凡刀之属皆从刀

(段注) 刀者兵之一也

劍 人所带兵也、从刃僉聲、劍、籀文劍从刀

(段注) 桃氏為劍、有上制、有中制、有下制、注云、此今之匕首也、人各以其形兒大小带之

『説文解字』では、「刀」は「兵」、すなわち武器とされ、「劍」は人が帯びる武器であるとされている。清・段玉裁は、「劍」の例として「桃氏」の「劍」を引く。

この記述は「考工記」に見え、

〔周礼、冬官考工記、桃氏〕^(注6)

桃氏為劍、臘広二寸有半寸〔1〕、兩從半之、以

其臘広¹為²之莖圍¹、長倍^レ之。中²其莖¹、設²其後¹、參²分其臘広¹、去^レ一以爲²首広¹、而圍^レ之。身長五²其莖長¹、重九鎰、謂²之上制¹。上士服^レ之。身長四²其莖長¹、重七鎰、謂²之中制¹。中士服^レ之。身長三²其莖長¹、重五鎰、謂²之下制¹。下士服^レ之〔2〕。

(鄭玄注)〔1〕臘、謂²兩刃¹

〔2〕…此今之匕首也。人各以²其形貌大小¹带^レ之、此士、謂²国勇力之士、能用²五兵者¹也…

とされる。「桃氏」は劍の製作を司る官。「桃氏」の「劍」は両刃で、劍身と莖の比率に合わせてそれを持つ者の資格が定められているという。『説文解字』と同様の区別は、『篆隸万象名義』(高山寺本)の「刀 都亮反、兵也」「劍 居欠反、兩舌刀」といった説明にも見られる。

また、『釈名』には、

〔釈名積兵〕

刀 到也、以²斬伐¹到²其所¹乃擊^レ之也。其末曰²鋒、言若²鋒刺¹之毒利¹也。其本曰²環、形似^レ環也…

劍 檢也、所_レ以防_レ檢非常也。又、劍也、以_三其在_レ身時、拱劍在_レ臂内也。其旁鼻曰_レ鐔、鐔尋也。帶所_二貫尋_一也。其末曰_レ鋒、鋒末之言也

と見える。「刀」は「到」で、相手の所に到って斬撃に用いるもの、「劍」は「檢」または「劍」で、常ならぬ事態を防ぐためのもの。身に着けている時は、両手で抱え、臂の内に納めているという。『説文解字』や『釈名』には、「劍」「刀」が両刃・片刃という刀身の形状で対比させる理解が見られない。「刀」は武器であり、「劍」は身に着けて用いる武器である、という区別である。

中国における「劍」「刀」の利用は、大きく捉えて、「劍」から「刀」へと移行したとされる。東アジアで発達した「銅劍」は二系統ある。一つは、西周時代前期から中国陝西地方に現われたもので、秦漢時代には「銅劍」が長大化するとともに「鉄劍」の出現を見る。もう一つは、殷時代から西周時代の頃、中国北方で成立した青銅器文化に現われるもので、東方に広がり、「遼寧式銅劍」へと発展した。前漢の頃に「鉄劍」へと移行する。朝鮮半島へは、陝西地方と遼寧式との二系統の「銅劍」が伝わり、日本へは、弥生時代、主に

遼寧式の系統のものが伝わったという。一方、「銅刀」は、東アジアにおいて、携帯用のナイフとして現われ、広く生活用品として使用された。大型のものは人の首や馬を斬るものとして利用される。中国戦国時代後期から前漢にかけて、実戦用の武器として「大刀」が使われるようになる。後漢の頃には、「鉄大刀」が実戦用の主流となり、「鉄劍」は儀仗化する。六朝の頃には「鉄大刀」が一般化する。^(ま)

このような歴史の変遷と、書物における「劍」「刀」の現われ方とを対応させて検証することはあまり行なわれていないようであるが、宮崎市定氏は、「これは私一個人の感触ばかりではあるまいが、漢代までの古記録には、兵器としての劍という字がひじょうに多く用いられるが、六朝ころから、劍に代って刀という字が多くなる」とし、

そもそも劍の原始的な形状は、幅が比較的に広く、長さはむしろ短めであったようである。劍は初めから武器として用いられ、後世まで劍という名は文学的な響きをもち、古典的な器物として尊重された。これに反し、刀は実用的な利器として発達し、料理には臈刀、屠殺には牛刀などの区分

がある。製鉄の技術が進歩してから、長尺の刀が造られると、武器としても護身用にも刀が一般化し、剣もときに長尺のものは刀と称せられるようになったのである。

と推測される。白崎昭一郎氏は、「刀」と「劍」^(注1)において、『春秋左氏伝』『史記』『漢書』『三國志』『後漢書』『宋書』それぞれにおける「劍」「刀」の分布調査結果をまとめられ、時代が下るにつれて「刀」の使用頻度が高くなることを示されている。また、「劍」「刀」の使用傾向に関するものではないが、斎藤希史氏は、「劍と刀——干将・莫邪・眉間尺」^(注2)において、中国における劍・刀の素材が、銅製から鉄製へと移り変わった史的变化が、『越絶書』の外伝記宝劍記事に反映されていることを指摘され、かつ、そうした史的認識を持たない書物も存することにも触れられている。中国における「劍」「刀」の使用傾向についても、それぞれの書物の時代や意図にも関わることを注意しなければならないであろう。

日本に朝鮮半島経由で青銅の「劍」が齎されたのは弥生時代中期で、その直後から国内での製作も行われた。同時期に、鉄製の「劍」「刀」も輸入され始めて

いたが、当時は銅製が主流であった。青銅器時代の初期には細形・中細形が多く見られ、次第に中広形・平形が増えるのは、「劍」が祭器化したためである。青銅器時代に見られる器仗は、ほぼ両刃の「劍」であり、「刀」は例外的に出土する程度であり、これは日本に特徴的な現象である。^(注3)古墳時代になると、青銅器の祭器化に伴い、武器については鉄製のものが増えて行った。鉄製の器仗は、大陸から齎された当初から「劍」「刀」の両方があったが、古墳時代初期から盛期に両刃から片刃への移行が起こる。刃の切先（鋒）のみ両刃とする造りも古墳盛期頃から見られるようになる。以後、器仗用としては「刀」もしくは鋒のみ両刃の器仗が主流となり、「劍」は儀仗化して残った。古墳時代後期になると、刀身は長大なものが増え、柄や鞘を金や銀などで飾った装飾性の高い「大刀」が流行する。柄頭の装飾によって、環頭・圭頭・円頭・方頭・頭椎などと区別されるが、「頭椎大刀」のように、国内で独自に発展したものもある。^(注4)

劍・刀の用途は武器に限らない。たとえば劍・刀は佩用者の権威を象徴するものであった。石井昌國氏によれば、朝鮮半島における「素環頭刀・環頭大刀」に

は、佩用のための装具が無く、鞆袋に入れて帯用または背負ったと考えられるが、日本では佩環が付属することがあり、古くより佩用されたことが知られるという。^(注1) また、祭器としても発展した剣・刀であるが、辟邪などの目的のほか、器仗として幣帛とすることも行なわれた。

令^三「祠官」、卜^三「兵器為^二神幣^一」、吉之。故弓矢及横刀納^二諸神之社^一。仍更定^二神地・神戸^一、以^レ時祠之。蓋兵器祭^二神祇^一、始^二興於是時^一也

(垂仁紀二十七年八月七日条)

剣・刀は主要な祭器のひとつであり、御神体ともされる。

古代の日本において剣・刀は、著しい発展を遂げる。八世紀初頭は未だその過渡期である。「刀」の使用が「剣」を凌ぐようになってからも、なおさまざまに試行錯誤が行われていたことは、正倉院に残された器仗の造形などからも窺うことができる。

三、『古事記』における「剣」

『古事記』『日本書紀』の「剣」「刀」の使用傾向は、末永雅雄氏が「即ち記・紀を通じて表はさるることは、

その前半段の記載は武器が最も神秘的なものとして取り扱われてをり極めて意義深い内容を表はしてゐる。これに對して後半段における記載はいづれも武器が有した實際上の威力の發揚、換言すれば現實の武力が、戰鬪用武器として相手を摺伏せしむべき性能の顯現に記述の重點があると思ふ^(注2)とされる。『古事記』において「剣」「刀」の表現がどのように使い分けられているかを検証する手がかりとして、ここでは「剣」について見たい。

「剣」は、『古事記』において偏りをもって現れる。

①「十拳(掬)劍」

神代記

- (1) 迦具土神殺害 伊耶那岐が迦具土神の頸を「十拳劍」で切る。
- (2) 黄泉国から逃げる 伊耶那岐が追手を退けるために「後手」で「十拳劍」を振る。
- (3) うけひ 天照大神が須佐之男の佩く「十拳劍」を噛む。
- (4) 八俣大蛇の退治 須佐之男が「十拳劍」で大蛇を切る。
- (5) 阿遲志貴高日子根神の劍 「十掬劍」で喪屋

を切り伏せる。

(6) 建御雷神の降臨 「十掬劍」を波の穂に逆さ

まに立て、その尖端に降臨。

(7) 火遠理命 「十拳劍」をつぶして「鉤」を
五百個作る。

〔劍刃〕

(8) 神代記 建御雷神の手が変化して「劍刃」
と成る。

② 「草那芸劍」(神代記では「草那芸大刀」)

(9) 景行記 倭建命が姨倭比売命から渡され、
東国を平定したのち尾張国の美夜受比売の
許に残される。

〔劍〕

(10) 景行記 小碓命が熊襲建を殺害する。

(11) 履中記 水歯別命が隼人曾婆訶理を殺害す
る。

① 「十拳(掬)劍」

『古事記』の「劍」は、用例の多くを「十拳(掬)劍」
が占め、それはすべて神代記に現われる。「十拳劍」は、
神の所有する「劍」である。

(1) 於是、伊耶那岐命、拔_下所_二御佩_一之十拳劍_上、

斬_二其子迦具土神之頸_一。爾、著_二其御刀前_一之

血、走_三就湯津石村_一、所_レ成神名、石析神。次、

根析神。…故、所_レ斬之刀名、謂_二天之尾羽張_一。

亦名、謂_二伊都之尾羽張_一。

(神代記、迦具土神殺害)

迦具土神の頸を切り、その血が刀身を流れて神々を
生成することは、「十拳劍」が死と生成を齎す聖なる
呪具であることを示している。「トツカノツルギ」は、
その名から長大な「劍」の義と解される。大きさは、
「劍」の威力、靈力を表わすと考えられる。二〇二三
年に奈良・富雄丸山遺跡(4世紀)から出土した全長
二三七cmにも及ぶ長大な蛇行劍は、その用途の解明が
俟たれるが、劍・刀にとって、その大きさが威力や靈
威の強大さを示し得たことを推測させる貴重な実例で
ある。^(注1)『古事記』の「トツカノツルギ」には、「ツカ」
の表記に「拳」と「掬」との二種類が見られる。「十
掬劍」は、阿遲志貴高日子根神の「大量」・「神度劍」
と、建御雷神の「劍」とを表わす。「拳」はこぶしの
義で、親指を除く四本の指の幅を基準とする「ツカ」
の長さに対応させつつ、鬨に用いる武器を表わすと

解される。「掬」は、たとえば晉・陸機〈子衡〉「文賦」〔「文選」卷十七〕「雖_レ紛_レ藹於此世」、嗟不_レ盈_レ於予掬」の李善注に「『毛詩』（小雅・采緑）曰、終朝采緑、不_レ盈_二一掬」。毛萇曰、緑、王芻（植物の名、黄色の染料となる）。両手曰_レ掬」と見えるように、両手のことである。長さを表わす「ツカ」を、両手を意味する「掬」の字で表記することには、その「トツカノツルギ」を特別に大きな「劍」として表わす意図があることを考えさせる。阿遲志貴高日子根神は、その原型を農耕に関わる雷神とされるが、『古事記』においては、復活した鳥としての性質が見られる。阿遲志貴高日子根神の登場が、天若日子として死んだ神の復活を示すのであるならば、「喪屋」を切り伏せることは、死ということそのものの破壊と考えられるのではないか。そのため「劍」は、通常の「十拳劍」よりも長大な「十掬劍」が相応しい。「大量」は、「量」が斧鉞の意で、「大刀の威力を大斧になぞらえたもの」と考えられ、「神度劍」は、「度」が「利」の濁音化したものとされる。「大」や「神」と冠される、「トツカノツルギ」のなかでも特別なものと捉えられたのであろう。

劍・刀は、武器であるために、対象に死を齎すが、

そうした生命に関わる器仗として、それ自体に靈力が把握されたと考えられる。「十拳（掬）劍」の例では、(1)火の神の死に伴う神々の生成、(4)八俣大蛇の斬殺と「草那芸大刀」の出現、(5)天若日子の死とその喪屋の消失に伴う阿遲志貴高日子根神の出現というように、死と生は表裏の関係にある。また、イザナキが黄泉の国の追っ手を退ける呪術的な行為や、火遠理命が「十拳劍」を「鉤」として失くした「鉤」の代わりとする行為からも、「十拳劍」の靈力が窺われる。さらに、伊耶那岐命が迦具土神を斬った時の「十拳劍」が神格化した天之尾羽張（伊都之尾羽張）の子で、(6)によって「劍」の神とされる建御雷神が、自らの手を「取_二成立氷_一、亦、取_二成劍刃_一」(8)とするのは、自身が劍そのものでもあること、劍の神の靈威を示す神話的表現であろう。「十拳（掬）劍」は、特別な靈威を有した、神の振るう聖なる武器として表わされていると考えられる。

なお、『日本書紀』では、景行紀（十二年九月五日条）及び仲哀紀（八年正月四日条）で、「鏡」や「瓊」とともに、「八握劍」や「十握劍」を掛けた賢木を立てた船

を用意して天皇を迎えたとする記事がある。こうした「鏡」「瓊」「劍」の儀礼的な利用について和田萃氏は、それらの宝器が領域支配の象徴であり、それらを献上することが服属の制約であった」とされる。神迎えに通じるこの儀礼は、「十拳劍」が聖なる呪具に通じるものであるという把握に基づいていると考えられ、そうした把握に基づき、『古事記』が「十拳（握）劍」を神々の「劍」として表わしたことが窺われる。

② 「草那芸劍」と「劍」

「草那芸劍」は、須佐之男命が八咫遠呂智を退治した時に、その尾から出てきたもので、神代記の当該場面では、「草那芸之大刀」とされる。

(4) 爾、速須佐之男命、拔其所御佩之十拳劍上、切散其蛇者、肥河、變血而流。故、切其中尾時、御刀之刃、毀。爾、思怪、以御刀之前刺割而見者、在都牟羽之大刀。故、取此大刀、思異物而、白上於天照大御神也。是者、草那芸之大刀也（那芸二字以音）

（神代記）

須佐之男の「十拳劍」の刃が毀れたということは、

蛇の尾から現れた「大刀」が「十拳劍」の有する威力・靈力に勝ることを示しているよう。景行記では、この「大刀」が「草那芸劍」として再び現われる。

(9) 因此思惟、猶所思看吾既死焉、患泣罷時、倭比売命、賜草那芸劍（那芸二字以音）、亦賜御囊而、詔、若有急事、解茲囊口

（景行記）

倭建命は、東征に赴くにあたり、倭比売命から「御囊」とともに「草那芸劍」を渡される。「草那芸劍」は、倭建命が駿河国で国主に騙されて火に囲まれたとき、次のような威力を発現する。

故、知見欺而、解開其姨倭比売命之所給囊口而見者、火打、有其裏。於是、先以其御刀刈撥草、以其火打而打出火、著向火而焼退、還出、皆切滅其国造等、即著火烧。故、於今謂焼遣也

（同）

ここで「御刀」、即ち「草那芸劍」は、「草なぎ」の名の通りに草を刈り撥う。「撥」は、「拂」に通じて拂う意であるが、「撥 治也、从手發声」（説文解字）とされ、治める義があると同時に、「口敵霜刃、足撥飛鋒」（張協〈景陽〉「七命八首」三三、「文選」三五）

の李善注に「広雅曰、撥、除也」とされ、はらい除ける義で用いられる。「刈撥」とは、ただ刈り取るのではなく、「草那芸劍」の威力によって、周囲の草をあっという間にことごとく刈り除き、見通しよくしてしまふことを言う表現であろう。そして、倭建命を計略にかけた駿河国主らは、「劍」で切り滅ぼされている。『古事記』で「滅」は、他に二例しか見られない。

爾、亦、其御祖命、哭乍求者、見_レ得、即析_二其木_一而取出活、告_二其子_一言、「汝者、有_二此間_一者、遂為_二八十神所_レ滅_一」、乃違_二遣於木国之大屋毘古神之御所_一（神代記）

大穴牟遲神は、かつて自分を妨害し、死へと追いやった八十神を「滅」する。また、次の例は、水歯別命が「劍」で隼人の曾婆訶理を斬った場面である。

(11) 故、雖_レ報_二其功_一（墨江中王殺害を成し遂げたこと）一、滅_二其_一（曾婆訶理）正身_一…爾、詔_二其隼人_一、今日与_二大臣_一飲_二同盞酒_一、共飲之時、隱_レ面大鏡、盛_二其進酒_一。於是、王子（水歯別命）、先飲、隼人、後飲。故、其隼人飲時、大鏡、覆_レ面。爾、取_下出置_二席下_一之劍_上、斬_二其隼人之頸_一、乃明日上幸。故、号_二其地_一謂_二近飛鳥_一

也

（履中記）

水歯別命は墨江中王の暗殺を計画し、王の近習の隼人曾婆訶理に、大臣職を与えると約束して主君を殺させるとして今度は、曾婆訶理を主君への忠義に反した者として誅殺する。隼人は、「彼らは帯劍し、吠声や歌舞を行い、警護の任にしていたのである。履中記に隼人の刺客曾婆訶理が見えるが、訶理は神代紀下に見える大葉刈のかりに通じるとされ、神劍を意味している。曾婆訶理は隼人の帯びる劍の呪力より案出された人名と推考されており、隼人の劍には格別の呪能があったと信じられていた」とされる。「格別の呪能」を帯びる「隼人の劍」の名を持つ曾婆訶理を殺すための武器は、その呪能を超える武器でなくてはならない。それが、水歯別命の「劍」なのではないか。水歯別命は、曾婆訶理の「正身」を「滅」として決め、「劍」を振るうのであり、「滅」は、相手を徹底的に消滅させてしまう状況を表わすと考えられる。「草那芸劍」で斬られた駿河国主等や、曾婆訶理も、靈魂が甦る可能性が一切無いくらいに身体を破壊されたと解される。

(10) 爾、小碓命、給_二其姨倭比売命之御衣_一・御裳_一、以、劍納_二于御懷_一而、幸行。…故、臨_二其酣時_一、

自^レ懐出^レ劍、取^三熊曾之衣衿^一、劍自^三其胸^一刺通之時、其弟建、見畏逃^出。乃、追^三至其室之椅本^一、取^三其背皮^一、劍自^レ尻刺通。爾、其熊曾建白言、莫^レ動^三其刀^一。僕、有^三白言^一。…（小碓命が倭男具那王であると名告り、弟建は、倭建御子の名を献上した）…是事白詔、即如^三熟瓜^一振析而、殺也（景行記）

小碓命は、熊襲建兄弟を殺すため、倭比売命の衣を着て女装をし、懐に「劍」を隠して宴席に入り込む。宴が酣となった時、「劍」で兄の胸を刺す。さらに、逃げる弟を捕まえて尻から「劍」を刺し通し、その状態で弟から倭建御子の名を献上されたのち、熟れた瓜のように振り裂いて殺したという。注目されるのは、弟建を殺す場面の異常さである。 「劍」を尻から刺し通し、「熟瓜」のように裂くのは、小碓命の異常な力を表わすが、弟建が、「劍」に刺し通されてもその時点では死なずに、名の献上を行なって、内側から身体を破壊されるという展開には、「劍」に対する、理屈を超越した威力と霊力への理解が窺われる。このように「劍」をもって徹底的に消滅させられる存在が、古代大和の勢力が常に注視し、対立と融和を繰り返し

た九州南方の熊曾と隼人であることにも、『古事記』の意図が窺われよう。「劍」は、相手の身を滅ぼしてこの世から抹殺するという霊力を有する武器としてありと考えられる。

『古事記』では、「劍」「刀」を、表現として意識的に書き分けていると考えられる。「劍」は、神代の「十拳（搦）劍」の例を中心とするが、人代においても特定の相手を殺す武器として見られた。劍・刀には、古くから存在することによって特別な霊力が把握される側面と、武器として、常に新しくすぐれたものが要求される側面とが、同時的に見られる。「劍」は、劍・刀の霊的な側面に視点が向けられた表現と考えられる。このことは、「刀」の表現を見ることが、一層明らかとなると思われるが、それについては、別稿を期したい。

- 注
- 1 「十拳（掬）劍」が「御刀」「大刀」（神代記）、「劍」が「刀」（景行記）。『日本書紀』でも、「劍」と「刀」の混用が認められる。
 - 2 「呉都賦」及び「運命論」。なお箋注には、「其訓」屬鏤一為「豆流岐」者、当レ引「淮南子注云屬鏤利劍」也」とある。
 - 3 「四聲字苑」は、上田正「切韻逸文の研究」（汲古書院、昭和五九年）に「大理趣六波羅密經釈文に引く（単に字苑と記す）ので、成立は唐代の我が国の平安初期以前に当る頃だろう」とされる。
 - 4 『日本古代の武器』「国家珍宝帳」と正倉院の器仗「思文閣出版、平成二六年。なお、近藤氏は、平成二二年に「陽劍」「陰劍」の象嵌銘が発見された「東大寺金堂鎮壇具」の金銀莊大刀二口と「国家珍宝帳」の二口とは、注記内容や銘の相違から別物であるとされる。
 - 5 嘉慶二十年（一八一五）経韻楼刻本
 - 6 十三経注疏（元阮本）による。周礼の「冬官考工記」は、もとの「冬官」を漢の武帝の頃に「考工記」で補ったものとされる。
 - 7 『日本考古学事典』「刀」項（白石太一郎）・「劍」項（町田章）・「銅劍」項（岩永省三）（三省堂、平成一四年）、小林青樹「ユーラシア東部における青銅器文化 弥生青銅器の起源をめぐって」、『古記立歴史民俗博物館研究報告』第185集、平成二六年二月を参照。
 - 8 『謎の七支刀』中公新書、昭和五八年
 - 9 『日本古代の伝承と東アジア』吉川弘文館、平成七年
 - 10 『説話論集一四 中国と日本の説話二』清文堂出版、平成一六年
 - 11 山形県遊佐町三崎山から縄文時代後期の青銅器の（刀）（刀子か。東京国立博物館蔵）の出土が一例ある。
 - 12 石井昌昭「古代の刀劍」『日本古代文化の探求 鉄』社会思想社、昭和四九年、末永雅雄「増補 日本上代の武器」本文篇、木耳社、昭和五六年、石井昌國・佐々木稔「古代刀と鉄の科学 増補版」雄山者、平成一八年
 - 13 「古代の刀劍」『日本古代文化の探求 鉄』社会思想社、昭和四九年
 - 14 「日本上代文化と武器」『増補 日本上代の武器 本文篇』前篇・第三章・第三節、木耳社、昭和五六年
 - 15 鹿島神宮の国宝「直刀 黒漆平文大刀拵」は、奈良から平安期の作とされ、総長二七〇・二センチもある大刀である。（刀）ではあるが、製作当時においてその大きさに「十拳劍」を見たことを想像させる。
 - 16 土橋寛「夷振歌の物語的背景」『古代歌謡の生誕と構造』塙書房、昭和六三年
 - 17 内田賢徳「萬葉の知 成立と以前」第一章・四、塙書房、平成四年
 - 18 『思想大系 古事記』補注（上巻）一一四。なお、『日本書紀』に「大葉刈」とあることから「刃」「刈り」の意で取る説もある。
 - 19 『古事記伝』に賀茂真淵の説として見える。
 - 20 「鏡をめぐる伝承」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』中・第三章付論二、塙書房、平成七年
 - 21 『続日本紀』四（新日本古典文学大系 補注31・五九
 - 22 記紀の記述によれば、クマツトとハヤトとは、居住地域を

同じくし、中央政権に反逆を繰り返すクマソは応神・仁徳朝以前に姿を消し、それ以後はハヤトのみ現れるとされる（中村明蔵『熊襲・隼人の社会史的研究』名著出版、昭和六一年）。